

中小企業省エネルギー設備等導入補助金

申請の手引き

< 交付申請受付期間 >

令和8年5月25日（月） ～ 令和8年8月31日（月）

令和8年4月

△ 本補助金の申請にあたっては、必ず要綱・要領及び本手引きを熟読の上、適正な申請をお願いします。

（お問合せ先）

中小企業 省エネルギー設備等導入補助金 受付窓口

〒450-0003

名古屋市中村区名駅南三丁目6-6 名駅ユタカビル2A

株式会社TORIST内

TEL：050-5574-2768

対応時間：9時00分～17時00分

（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）

名古屋市

<はじめに>

- 本手引きは、「中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」及び「中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要領（以下「要領」という。）」を補完するために作成するものです。
- 各種様式については、以下の市ウェブサイトからダウンロードしたものを必ず使用してください。
中小企業省エネルギー設備等導入補助
<https://www.city.nagoya.jp/jigyoubosshu/1014251/1014255/1014256.html>
- 要綱、要領及び手引きに記載のない事項については、名古屋市中小企業省エネルギー設備等導入補助金受付窓口（以下「受付窓口」という。）へ確認してください。

<注意事項>

- 必ず、交付決定日以降に設備の導入に係る契約（発注）、購入、設置工事を行ってください。交付決定前にこれらを行った場合、本補助金を受けることはできません。
- 受付期間外の書類の提出は、いかなる場合も受付できません。
- 申請書の受付は、郵送の場合は消印日、電子申請の場合は電子申請システム上で申請が完了した日を基準とし、当該日が令和8年5月25日の申請から順に受け付けます。当該日が令和8年5月24日以前の申請は無効です。
- 提出書類を郵送する際は、必ず受付窓口（書類郵送先）へ送付してください。
- 提出書類の記入には、鉛筆や消せるボールペンを使用しないでください。
- 申請書及び添付書類に不備や不足があると受付できません。
- 申請の内容により、追加で書類等の提出を求めることがあります。
- 申請書に記載する連絡先は、必ず連絡がとれるようにしてください。連絡が取れないことによる書類の不受理等について、市は責任を負いません。
- 予算を超える申請があった場合は、予告なく受付を締め切ります。
- 申請額が予算額を超えた日に複数の申請があった場合、抽選により交付対象者を決定します。
- 交付決定後に導入する設備等の変更を行う場合は、設備の導入に係る契約（発注）、購入、設置工事を行う前に、必ず事業計画変更承認申請書を提出してください。
- 郵送事故等による書類の不受理について、市は責任を負いません。確実な郵送のため特定記録郵便または簡易書留による送付をおすすめします。
- 本補助金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、補助事業者に対し交付済の補助金の返還を求めます。また、刑法上犯罪になる可能性があります。

《目次》

1	補助の概要	1
1-①	目的	
1-②	対象設備、補助金の額、補助限度額、予算額	
1-③	手続きの流れ	
1-④	書類の提出	
2	補助対象事業	4
2-①	補助対象設備	
2-②	補助対象設備の要件	
2-③	補助対象外となる事業	
3	補助対象者	9
3-①	補助対象者	
3-②	交付要件	
3-③	対象外となる事業者	
4	補助対象経費	12
4-①	補助対象経費	
4-②	対象外となる経費	
5	補助金交付申請額	14
5-①	補助金の額、補助限度額	
5-②	交付申請額の算出方法	
6	補助金の交付申請	16
6-①	交付申請書の提出	
6-②	提出書類	
6-③	交付申請の取下げ	
7	申請内容の変更・中止	20
7-①	事業内容の変更	
7-②	補助事業者の変更	
7-③	事業の中止	
8	実績報告	22
8-①	実績報告書の提出	
8-②	提出書類	
9	補助金の請求	24
9-①	請求書の提出	
9-②	提出書類	
10	その他	25
10-①	導入設備の管理	
10-②	補助金の経理	
10-③	協力	
10-④	不正受給への対応	
	各種書類の作成例	27
	・見積書作成例	
	・写真台帳作成例	
	・設備の配置図作成例	

1 補助の概要

1-① 目的

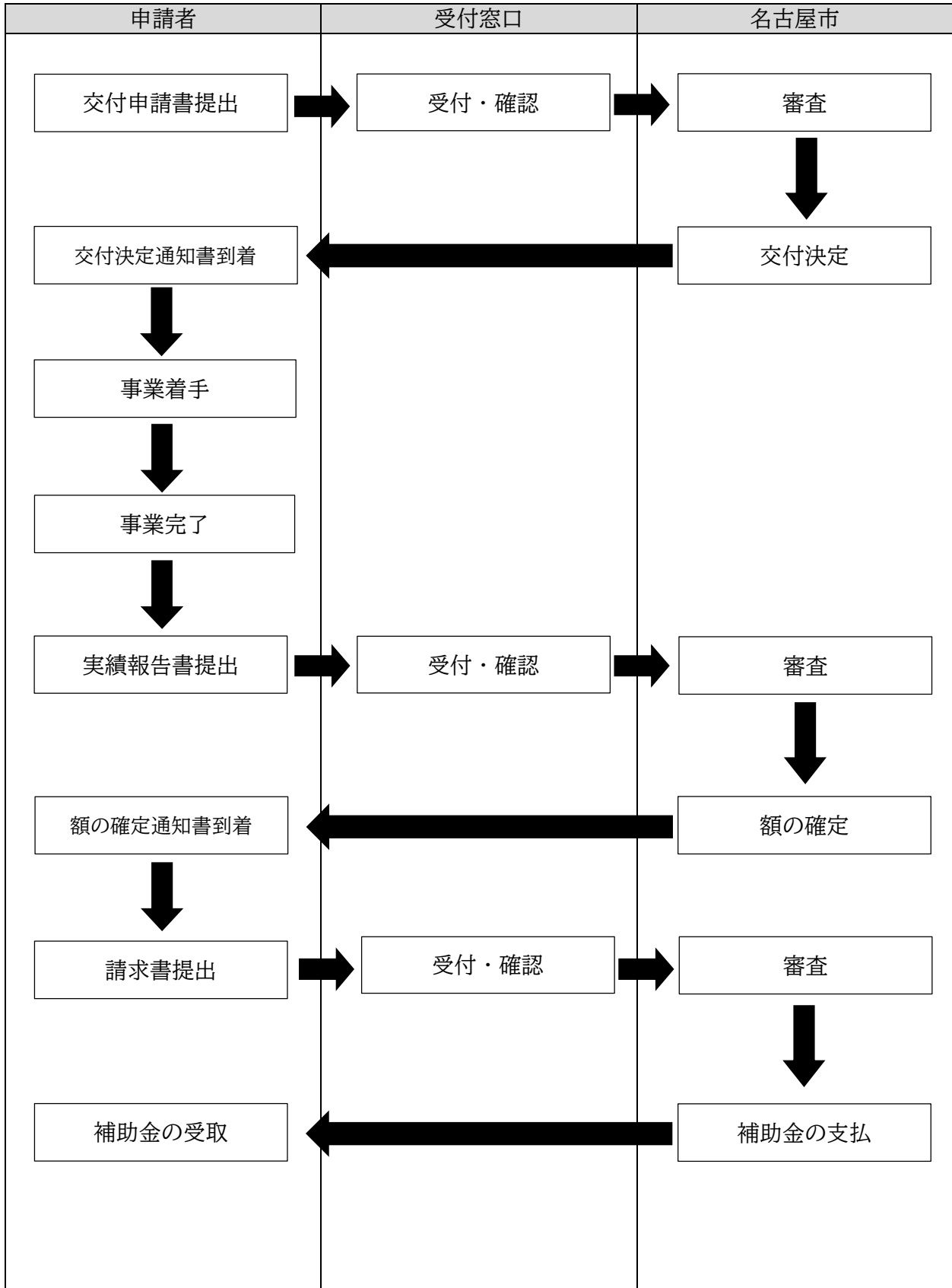
名古屋市内の中小企業者等が行う省エネ効果の高い設備や太陽光発電設備等の導入に対する補助を行うことにより、事業者へのエネルギー価格高騰への支援及び省エネルギー対策促進、再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

なお、本補助金は国の令和7年度補正予算物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施するものです。

1-② 対象設備、補助金の額、補助限度額、予算額

区 分	対象設備	補助金の額	補助限度額	予算額
省エネ設備	高効率空調設備	導入経費×1/2	100万円	2億8,000万円
	L E D照明			
再エネ設備	太陽光発電設備	1kWあたり5万円	250万円	3,200万円
	蓄電システム	1kWhあたり3万円	45万円	

1-③ 手続きの流れ



※事業内容を変更する場合は、事業着手（契約・発注・購入及び工事の着工）の前に必ず変更申請を行ってください。

1-④ 書類の提出

補助金交付申請書、実績報告書及び補助金請求書（以下「提出書類」という。）は、以下の方法で提出してください。

【提出方法】

○郵送の場合

〒450-0003

名古屋市中村区名駅南三丁目6-6 名駅ユタカビル2A

株式会社T O R I S T内

中小企業 省エネルギー設備等導入補助金 受付窓口

※郵送事故等による書類の不受理について、市は責任を負いません。確実な郵送のため
特定記録郵便または簡易書留による送付をおすすめします。

○電子申請の場合

以下のウェブサイト内の電子申請システムのリンクより申請してください。

（リンクは申請受付を開始する令和8年5月18日頃に公開予定ですが、5月25日までは交付申請は受け付けません。）

<https://www.city.nagoya.jp/jigyouboshu/1014251/1014255/1014256.html>

【補足】

電子メールやFAX、持参による提出は、受付できません。

【書類の体裁】

郵送の場合、提出書類は以下に留意してください。

○提出書類は、各手続きにおける提出書類表（補助金交付申請書：P17、実績報告書：P22、補助金請求書：P24）に掲載している順に並べてください。

○穴あけファイル（フラットファイルやリングファイル等）に綴じこんだ状態での提出はしないでください。

2 補助対象事業(要綱第4条、要領第3条)

補助対象事業は、補助対象設備を市内の事業所に導入する事業を言います。

【補足】

- ・設備を導入する事業所の所在地が名古屋市内であれば、申請者となる事業者の所在地が他市町村でも構いません。

事業者の所在地	事業所の所在地	補助申請の可否
名古屋市内	名古屋市内	可
他市町村	名古屋市内	可
他市町村	他市町村	不可

- ・「事業所」とは事務所、営業所、商店、工場等の事業の用に供する施設及びこれらに付随した倉庫や空き地等の関連施設を言います。交付申請書の添付書類である「建物の登記事項証明書等」によって事業所の所在地等を確認します。
- ・賃貸、分譲に関わらずマンション居住者の専用部及び共用部は対象外です。

2-① 補助対象設備

①省エネルギー設備（以下「省エネ設備」という。）

- ア 高効率空調設備
- イ LED照明

②再生可能エネルギー設備（以下「再エネ設備」という。）

- ア 太陽光発電設備
- イ 蓄電システム ※補助対象事業の太陽光発電設備との同時導入に限ります

2-② 補助対象設備の要件

補助対象設備は以下の要件を満たす必要があります。

①省エネ設備

- ア 補助対象者が使用する事業所に設置すること（共同申請の場合、リース契約等利用者が使用する事業所に設置すること）。

【補足】

リース契約による導入の場合は、設備の貸主であるリース事業者と設備を利用する事業者の連名で申請する必要があります。（P10イメージ図参照）

イ 補助対象者自らが所有する設備であること。

【補足】

テナント入居者が申請できるのは、テナント入居者が所有する設備を更新する場合があります。

ウ 既存設備に替えて、未使用の設備を導入し、事業の用に供するものであること。

エ 実施により省エネルギーが図られ、二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれるもの。

【補足】

高効率空調設備を申請する場合は、交付申請時に二酸化炭素排出量の削減効果がわかる資料の提出が必要になります。

オ 2者以上の事業者から**見積書**を徴収し、最低価格を提示した事業者から設備を導入すること。

【補足】

徴収する見積書について、以下の点に注意してください。

- ・必ず2者以上から見積書を徴収してください。
- ・「補助対象経費」と「補助対象外の経費」が明確にわかるように記載されている見積書を徴収してください。

→次に掲げる経費は必ず項目として記載した見積書とするように依頼してください。

(P27「見積書作成例」参照)

【設備本体費・設置工事費・撤去工事費】

→補助対象経費、補助対象外の経費の別はP12を参照

- ・見積書に記載される数量、単価等は、「一式」という記載にせず、可能な限り明確かつ詳細に記載した見積書を徴収してください。

→「一式」と記載されている項目は、補助対象外の経費とする場合があります。

- ・複数の設備の導入を申請する場合は、導入設備ごとの内訳が記載されている見積書を徴収してください。

→見積書を分ける必要はありません。

- ・採用する事業者は、見積書の合計金額ではなく、**補助対象経費が最低価格となるもの**としてください。

【例】見積書の採用イメージ


事業者Aの見積書		事業者Bの見積書		採用する事業者
補助対象経費	合計金額	補助対象経費	合計金額	
100万円	150万円	120万円	200万円	事業者A
100万円	150万円	90万円	170万円	事業者B

カ 設備の導入に係る契約・発注・購入及び工事の着工を補助金交付決定通知書に記載する交付決定日以降に行うこと。

【補足】

交付決定日より前に契約・発注・購入及び工事の着工が行われた事業はいかなる場合でも補助対象事業として認められません。

キ 設備の種別ごとに下表に定める要件を満たすこと。

種別	要件
高効率空調設備	<p>以下の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>・トップランナー基準を達成するもの</p> <p>※省エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき定められた令和8年4月1日時点の省エネルギー性能の目標基準達成率100%以上を達成するもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップランナー基準を達成している製品はメーカーのカタログや仕様書等で以下の表記がされているものです。 <ul style="list-style-type: none"> i 右のマークがついているもの ii 「省エネ法基準値クリア商品」の記載がある製品 ・交付申請時に基準を達成していることがわかる資料（カタログや仕様書等）を提出する必要があります。 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>省エネ基準 適合認定マーク</p> </div> <p>・国の補助事業における補助対象機器として登録されているもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国の補助事業」とは、経済産業省が実施する「令和7年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業」を言います。補助対象機器として登録されている製品は、以下のサイトで確認できます。 https://sii.or.jp/setsubi07r/search/ ・交付申請時に該当製品であることがわかる資料（上記のサイトの検索結果）を提出してください。 </div>
LED照明	<p>既存の照明設備を新たにLED照明に更新するもの</p> <p>※次のいずれかに該当する場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LED照明からLED照明への交換 ・照明器具の交換を行わない光源部のみの交換 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【補足】</p> <p>配線工事等を行った場合でも、照明器具の交換を行わない場合は補助対象外となります。</p> </div>

②再エネ設備

ア 補助対象者が使用する事業所に設置すること（**共同申請**の場合、リース契約等利用者が使用する事業所に設置すること）。

【補足】

リース契約や電力販売契約による導入の場合は、設備の貸主であるリース事業者と設備の利用する事業者の連名で申請する必要があります。（P10イメージ図参照）

イ 補助対象者自らが所有する設備であること。

ウ 未使用の設備を導入し、事業の用に供するものであること。

エ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT（Feed in Tariff）制度又はFIP（Feed in Premium）制度による売電を行わないものであること。

オ 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を、導入場所の敷地内の事業所で**自家消費**すること。

【補足】
 交付申請書の「事業計画書（第1号様式別紙）」内の「自家消費の見込み」に記載した電力量が、要件を満たしている必要があります。

カ 蓄電システムから供給される電力が、原則、導入場所の敷地内の事業所で使用（自家消費）されるものであること。※蓄電システムを導入する場合に限る

キ 法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した環境価値について、J-クレジット制度その他への登録、証書化等による取引を行わないこと。

ク 設備の導入に係る契約・発注・購入及び工事の着工を補助金交付決定通知書に記載する**交付決定日以降**に行うこと。

【補足】
 交付決定日よりも前に契約・発注・購入及び工事の着工が行われた事業はいかなる場合でも補助対象事業として認められません。

ケ 設備の種別ごとに下表に定める要件を満たすこと。

種別	要件
太陽光発電設備	以下の要件をすべて満たすもの ・ 次のア～イのいずれかに該当するもの ア 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けているもの イ その他の認証機関に登録されているもの ・ 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値及びパワーコンディショナの定格出力合計値のいずれもが10kW以上であること
蓄電システム	以下の要件をすべて満たすもの ・ 次のア～ウのいずれかに該当するもの ア 国の補助事業における補助対象機器として登録されているもの イ JIS規格に準拠しているもの ウ 一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの ・ 充放電を繰り返すことを前提とする据置型（定置型）のものであること ・ 常時、太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること ・ 蓄電容量が1kWh以上であること

その他、太陽光発電設備を導入する事業者は、当該設備の稼働に伴い創出される温室効果ガス排出削減効果等の環境価値について、市が実施する環境価値の活用に関する取組への協力をお願いしています。詳細は「10-③ 協力」（P26）をご確認ください。

2-③ 補助対象外となる事業

次のア～シのいずれかに該当する事業は、補助対象外となります。

- ア 中古品の設置、予備品の設置、修繕その他これらに類する事業
- イ 自社製品の設置により導入する事業 ※再エネ設備は除く
- ウ 設備を**新たに導入・増設する事業** ※再エネ設備は除く

【補足】

今まで設備が設置されていない箇所に新しく設備を設置する場合は補助対象外となります。

例) 倉庫に新たに空調設備を導入する 等

- エ 居宅、共同住宅、寄宿舍の用に供する施設へ導入する事業

【補足】

建物の登記事項証明書における建物の種類が「居宅、共同住宅、寄宿舍」であるか否かにかかわらず、実態として居宅、共同住宅、寄宿舍の用に供している施設である場合は以下の場合を除いて原則として対象外となります。

<例外として認められるケース>

- ・ 居住用物件のうち、もっぱら事業の用のみに使用する部分（共同住宅の1階を店舗として貸出している等）に導入する場合であって、その旨が公的書類や写真により確認できる場合
- ・ 自宅兼事業所としている場合で、来店する顧客に対して商品・サービスを提供する独立した店舗部分等に導入するものであり、もっぱら事業の用のみに使用する場合（導入設備を自宅用と兼用するものは対象外）

- オ レンタル等により短期間の導入となる事業
- カ 兼用設備（補助対象の区分が明確にできない設備）等を導入する事業
- キ 技術開発、実証実験その他これらに類する事業
- ク 関係法令、ガイドライン等を遵守しない事業
- ケ **実施期間内に補助対象事業の完了**が見込めない事業

【補足】

- ・ 「実施期間内に補助対象事業の完了」とは、令和8年12月28日までに補助対象設備を導入し、導入費用全額の支払いを完了させることを言います。
- ・ 実績報告書（第9号様式）を令和8年12月28日までに提出してください。

- コ 本補助金と**併せて受給する**ことのできない補助金等を受給している事業

【補足】

本補助制度は、他の補助金との併用を妨げませんが、併用を検討している補助金が他の補助金と併用しないことを要件としている場合があります。申請者において確認の上、申請してください。

- サ 公序良俗に反するおそれがある事業
- シ その他補助金の趣旨及び交付の目的に照らして市長が適当でないと認める事業

3 補助対象者(要綱第 5、6 条、要領第 4 条)

3-① 補助対象者

○中小企業者

以下のいずれかに該当するもの。

①中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者

②中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号、第2号及び第5号から第9号までに規定する中小企業団体

【補足：中小企業者の定義】

中小企業者に該当するものは次のとおりになります。

・会社又は個人事業主

業種	資本金の額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他業種（以下の業種を除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※農業、林業、漁業、金融・保険業は対象外の業種となります。（一部を除く）

※資本金の額または常時使用する従業員の数のどちらかを満たしている必要があります。

・組合、連合会

①中小企業等協同組合

②農業協同組合（同連合会）

③水産業協同組合

④森林組合（同連合会）

⑤生産森林組合

⑥消費生活協同組合（同連合会）

⑦商店街振興信用組合（同連合会）

⑧生活衛生同業組合（同連合会、同小組合）

⑨酒造組合（同連合会、同中央会）

⑩酒販組合（同連合会、同中央会）

⑪内航海運組合（同連合会）

※従業員数等により、一部対象外となる場合があります。

・法人

①医業を主たる事業とする法人

②特定非営利活動法人

※従業員数等により、一部対象外となる場合があります。

○リース契約等事業者

以下のいずれかに該当するもの。

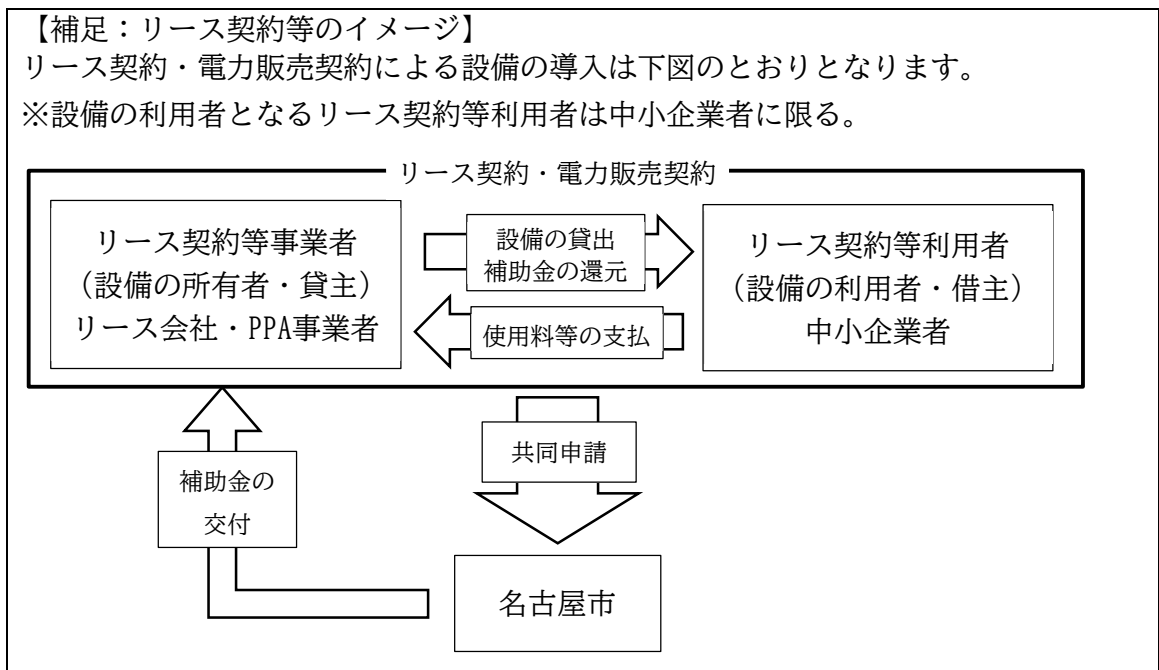
①リース契約で省エネ設備を導入するリース契約等事業者

②リース契約又は電力販売契約で再エネ設備を導入するリース契約等事業者

ただし、いずれの場合も次のすべてを満たす場合に限る。

・リース契約等事業者とリース契約等利用者の共同申請であること。

・補助金全額がリース契約等利用者に還元されること。



3-② 交付要件

- 交付申請にあたっては、なごやSDGsグリーンパートナーズの登録もしくは認定を受けている、又は申請を行っている（申請書を提出している）必要があります。
- 申請方法等の詳細は下記のウェブサイトをご確認ください。

なごやSDGsグリーンパートナーズ（市ウェブサイト）

<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/gomi/1026075/1026076/1026101/1034646.html>

《よくある質問(主なものを抜粋)》

- Q. なごやSDGsグリーンパートナーズ(以下、パートナーズ)はどの単位で登録・認定されるのか
- A. 名古屋市内の事業所が対象です。事業所の形態、規模は問いません。オフィス、店舗、工場、本店、営業所、テナント、自営業、個人事業主など、どんな事業所でも申請できます。
- Q. 要件は、「申請者」と「設備を導入する事業所」のどちらで満たしている必要があるか。
- A. 「申請者(本社等)」または「設備を導入する事業所」のいずれか一方が要件を満たしていれば問題ありません。
- Q. 本社(補助申請者)は名古屋市外にあるが、パートナーズに申請できるのか。
- A. 市外の場合は登録認定の対象外ですので、「設備を導入する事業所」で申請してください。
- Q. パートナーズには、3つのランクがあるが、どの区分で申請をする必要があるか。
- A. 「登録エコ事業所」、「認定エコ事業所」、「認定優良エコ事業所」のいずれの申請でも構いません。
- Q. パートナーズの申請はどのように提出すればよいか。
- A. 電子申請等によりご提出ください。電子申請フォームは上記のウェブページ内にリンクがあります。

※その他のQAは補助金「よくある質問」を参照ください。(補助金のページからダウンロードできます。)

3-③ 対象外となる事業者

次のいずれかに該当する者は、補助対象外となります。

※リース契約又は電力販売契約により省エネ・再エネ設備を導入する場合は、リース契約等利用者も同様

ア 中小企業者のうち、**みなし大企業**に該当する者

【補足】

「みなし大企業」とは次のいずれかに該当する中小企業者のことを言います。

- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

イ 市税及び市に対する債務の支払い等の滞納又は未申告者

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

エ 令和8年4月1日（要綱施行日）から交付申請書提出までの間に、名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置要件に該当する行為を行っている者

オ 名古屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

【補足】

該当の有無を確認するために愛知県警本部に確認を行うことがあります。

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者

キ 公序良俗に反する活動を行う団体

ク 政治団体、宗教上の組織又は団体

ケ 虚偽の補助金交付申請を行った者

コ 国、地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する団体

サ その他市長が不相当と認める者

【補足】

上記の該当の有無を確認するために資料の提出を求めることがあります。

4 補助対象経費(要綱第7条、要領第5条)

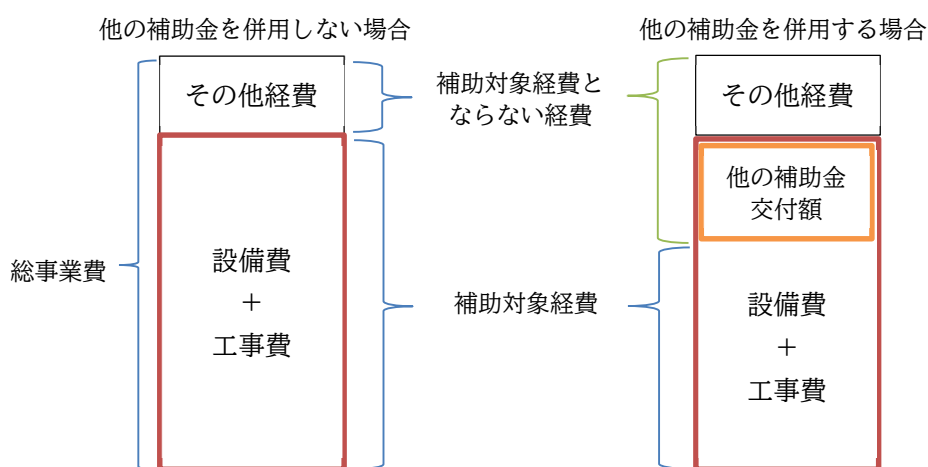
4-① 補助対象経費

以下に該当する経費から他の補助金額を控除した額。

補助対象設備	補助対象経費
高効率空調設備	設備本体及び付属設備の購入並びに設置に係る費用
LED照明	
太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ及びその他の付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入並びに設置に係る費用
蓄電システム	リチウムイオン蓄電池、制御部（例：蓄電池ユニット）、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）及びその他の付属機器（計測・表示装置、配線、配線器具）の購入並びに設置に係る費用

【補足：補助対象経費】

- 補助対象経費のイメージは下図のとおりとなります。



- 補助対象経費、対象外経費の例は下表のとおりとなります

補助対象経費	補助対象外の経費
<ul style="list-style-type: none"> 設備本体費 設置工事費 養生費 高所作業費 新規設備の搬入費・運搬費※ 	<ul style="list-style-type: none"> 撤去工事費、処分費 既存設備の搬出費・運搬費※ 基礎工事費 調査費、設計費 事務費、書類作成費 一般管理費 雑費、諸経費 手数料

※ 「運搬費」と見積書上で表記する場合、新規設備の運搬費と既存設備の運搬費が明確に分かれている必要があります。

4-② 対象外となる経費

以下に該当する経費は、対象外の経費となります。

- ア 設置する場所の整備工事、基礎工事に係る経費
- イ 導入にあたっての調査費、設計費、事務費
- ウ 既存設備等の搬出・撤去・廃棄・移設等に係る経費
- エ 既存設備等の劣化等に伴う修繕費、補修費
- オ 諸経費・雑費などの不明瞭な経費
- カ 自社が施工した場合に係る経費
- キ メンテナンス費（保証料）、保守管理費
- ク 消費税及び地方消費税
- ケ サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- コ 値引き費用（ポイント等の利用による値引きも含む）
- サ 各種保証・保険料、振込手数料等
- シ 補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との区別が難しい経費
- ス その他市長が適当でないと認める経費

5 補助金交付申請額(要綱第7条)

5-① 補助金の額、補助限度額

対象設備ごとの補助金の額、補助限度額は以下のとおりになります。

区 分	対象設備	補助金の額	補助限度額
省エネ設備	高効率空調設備	補助対象経費×1/2	100万円
	LED照明		
再エネ設備	太陽光発電設備	1kWあたり5万円	250万円
	蓄電システム	1kWhあたり3万円	45万円

※複数の設備を導入する場合の補助限度額は、次のとおりとなります。

省エネ設備：高効率空調設備とLED照明合わせて100万円まで

再エネ設備：太陽光発電設備と蓄電システムそれぞれの限度額まで

※複数事業所の分をまとめて申請した場合の交付限度額は、事業所単位ではなく申請事業者全体に適用されます。

5-② 交付申請額の算出方法

補助金交付申請額は、以下のとおり算出してください。

なお、算出額は税抜きで計算し、1万円未満の端数は、切り捨ててください。

ア 省エネ設備（高効率空調設備・LED照明合わせて）

次を比較して小さい方の額

- ・補助対象経費 × 補助率（1/2）の算出額

- ・補助限度額：100万円

【計算例】

補助対象経費	補助率	算出額 (1万円未満切り捨て)	交付申請額
125万円	×1/2=	62万円	62万円
250万円		125万円	100万円 (上限)

イ 太陽光発電設備

次を比較して、最も小さい額

- ・補助対象経費（設備購入費＋設置工事費の算出額）

- ・AとBを比較して小さい値 × 補助単価（5万円/kW）の算出額

A：太陽電池モジュールの公称最大出力合計値（kW）

B：パワーコンディショナの定格出力合計値（kW）

- ・補助限度額：250万円

【計算例】

補助対象経費	太陽電池モジュールの公称最大出力合計値	パワーコンディショナの定格出力合計値	補助単価	算出額 (1万円未満切り捨て)	交付申請額
300万円	30kW	25.5kW	×5万円	127万円	127万円
600万円	60kW	62kW		300万円	250万円 (上限)

ウ 蓄電システム

次を比較して、最も小さい額

- ・補助対象経費（設備購入費＋設置工事費の算出額）
- ・蓄電容量 × 補助単価（3万円／kWh）の算出額
- ・補助限度額：45万円

【計算例】

補助対象経費	蓄電容量	補助単価	算出額 (1万円未満切り捨て)	交付申請額
140万円	10kWh	×3万円	30万円	30万円
200万円	30kWh		90万円	45万円 (上限)

6 補助金の交付申請(要綱第 8、10 条、要領第 6、10～13 条)

6-① 交付申請書の提出

令和 8 年 5 月 2 5 日 (月) ～ 令和 8 年 8 月 3 1 日 (月)

【提出方法】

郵送または電子申請 (※提出方法の詳細や注意事項等はP3を参照してください。)

【注意事項】

○交付申請額が予算額に達した場合は、予算額を超えた日をもって交付申請の受付を終了します。

○受付期間外の書類の提出は、いかなる場合も受付できません。(郵送の場合、**当日消印有効**)

【補足】

- ・「消印」とは、切手等が使用済みであることを示すためになされ、郵便局が郵便物を引き受けたことを証明する印になります。その消印に記載されている日付のことを「消印日」と言います。
- ・「当日消印有効」とは、受付窓口へ書類が届いた日が提出期限を超えていても「消印日」が提出期限当日であれば受け付けることを言います。

○申請書の受付は**郵送の場合は消印日、電子申請の場合は電子申請システム上で申請が完了した日**を基準(受付日)として**先着順**で受け付けます。**申請書及び添付書類に不備や不足がある**場合は、受付できません。

【補足】

- ・料金別納郵便等により消印が押印されていない場合は、受付窓口へ書類が到着した日を受付日とします。
- ・消印日または電子申請システム上で申請が完了した日が令和 8 年 5 月 2 4 日以前の申請は無効です。
- ・不備・不足がある場合、受付窓口から不備の修正、不足書類の提出を求める連絡をします。

○予算額を超えた日に複数の申請があった場合、**抽選**により交付対象者を決定します。

【補足】

抽選の対象となる申請は、受付日が予算額を超えた日に該当するものになります。

○抽選により交付対象者とならなかった申請を含む一定数の申請を補欠として受け付けます。補欠の申請の順位は抽選により決定します。

○本補助金を受けられるのは省エネ設備で 1 回、再エネ設備で 1 回限りとなります。

※既に交付決定を受けた区分への申請はできません。

※設備の導入がリース契約・電力販売契約による場合は、設備の利用者となる 1 リース契約等利用者あたり 1 回ずつ。

【補足】

リース契約等事業者は、設備の利用者となるリース契約等利用者が異なれば、複数回申請することができます。

○複数の事業所に補助対象設備を導入する場合は、1 回にまとめて申請してください。

○申請内容によっては、現地調査を行うことがあります。

○交付申請書は、購入の場合とリース・電力販売契約の場合とで様式が異なります。

○いかなる場合も書類の返却は行いません。

6-② 提出書類

以下の書類を提出してください。

提出書類	省エネ設備	再エネ設備
補助金交付申請書（第1号様式） 【補足】 ・別紙「補助金交付申請書（第1号様式）の記載例・注意事項」参照。 ・購入による場合とリース・電力販売契約による場合とで様式が異なりますので該当する方を使用してください。	○	○
事業計画書（第1号様式（別紙）） 【補足】 別紙「補助金交付申請書（第1号様式）の記載例・注意事項」参照。	○	○
登記事項証明書（会社・法人）の写し（法人の場合） ※交付申請日を基準として直近3か月以内に取得されたもの ※共同申請は申請者（リース契約等事業者）と共同申請者（リース契約等利用者）の双方分	○	○
開業届の控え又は青色申告書等の写し（個人事業主の場合） 【補足】 開業届の控え又は青色申告書等の写しに、個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、黒塗りするなどして見えないように加工して提出してください。	○	○
市税の滞納がない旨の証明の写し ※交付申請日を基準として直近3か月以内に取得されたもの ※共同申請は申請者（リース契約等事業者）と共同申請者（リース契約等利用者）の双方分 【補足】 ・名古屋市税のものがが必要です。区役所または市税事務所にて入手してください。 ・非課税の場合は、「非課税証明書」を提出してください。	○	○
補助対象設備を導入する事業所を確認できるもの（建物の登記事項証明書等の写し） ※交付申請日を基準として直近3か月以内に取得されたもの 【補足】 ・建物の登記事項証明書における建物の種類が「居宅、共同住宅、寄宿舍」いずれかの場合は、当該事業所で事業を営んでいることがわかる公的書類（例：食品衛生法に係る営業許可書、古物商許可証等）の写しを提出してください。 ・太陽光発電設備を現在建設中の事業所へ導入する場合、建物の登記事項証明書は実績報告書提出時に提出してください。	○	○
補助対象設備を導入する土地を確認できるもの（土地の登記事項証明書の写し） ※太陽光発電設備を土地に導入する場合に限る ※交付申請日を基準として直近3か月以内に取得されたもの	×	○
補助対象設備の仕様等や要件を満たすことが確認できるもの（仕様書、カタログ等） 【補足】 高効率空調設備を導入する場合、導入設備がトップランナー基準を満たすことまたは国の補助事業の補助対象となっていることが確認できる書類（メーカーのカタログやホームページの写し等）を提出してください。	○	○

<p>補助対象経費を確認できる補助対象設備の見積書の写し ※交付申請日を基準として直近3か月以内に取得されたもの。 ※省エネルギー設備を導入する場合は、2者以上の見積書の写し</p> <p>【補足】 徴収する見積書は、P5の注意事項を満たしたものとしてください。</p>	○ 2者以上	○
<p>見込削減効果試算表（別記様式第1号）又は二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれることが確認できる資料（高効率空調設備の場合のみ） ※LED照明、再エネ設備の場合は不要です ※試算の根拠となる資料も併せて提出すること</p> <p>【補足】 ・削減効果が確認できる資料は、見込削減効果試算表またはメーカーが作成した資料を提出してください。 ・試算の根拠とした資料（空調設備の能力が確認できる資料等）として、導入設備、既存設備の仕様が確認できるもの等を提出してください。</p>	○ 空調のみ	×
<p>写真台帳（申請）（別記様式第2号） ※補助対象設備の設置予定場所・設置数及び既存設備の状況を確認できるよう、写真台帳（申請）に以下の写真を貼付して提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 事業所外観 - 全ての既存設備（省エネ設備の場合のみ）※1 - 既存設備がLED照明でないことが確認できる銘板等（LED照明の場合のみ）※2 - 設備の設置予定場所（再エネ設備の場合のみ） <p>※1：1枚の写真に複数台の設備を写しても構いません。 ※2：型式番号が同じものについては、代表1台のみの写真で構いません。</p> <p>※省エネ設備を複数台設置する場合、設置場所及び台数を明確に確認できるよう、後述の「設備の配置図」に示した設備ごとの通し番号を写真台帳上の各設備にも記入してください。 ※作成にあたっては、P28「写真台帳作成例」を参考にしてください。</p> <p>【補足】 ・太陽光発電設備を現在建設中の事業所へ導入する場合、事業所外観及び設備の設置予定場所の写真は実績報告書提出時に提出してください。</p>	○	○
<p>設備の配置図 ※作成にあたっては、P29「設備の配置図作成例」を参考にしてください。</p> <p>【補足】 ・省エネ設備を導入する場合、既存設備と導入設備それぞれの型式番号ごとの設置場所がわかるようにしてください。 ・省エネ設備を複数台導入する場合、配置図に型番ごとの通し番号を記すとともに、写真台帳上にも同番号を記し、突合できるようにしてください。 ・再エネ設備を導入する場合、設置する太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できる配置図を提出してください。</p>	○	○
<p>申請時チェックリスト</p> <p>【補足】 ・申請様式とともにウェブサイト上に公開しているチェックリストにより申請内容を今一度ご確認いただき、確認した項目についてチェック☑をした状態でチェックリストを提出してください。</p>	○	○

(参考) 交付申請においてよく見られる不備・不足

○ 誤って「納税証明書」が添付されている

(正しくは「市税の滞納がない旨の証明」です。誤って取得されないようご注意ください。)

○ 導入設備の型式番号・台数が各書類の間で一致しない

(事業計画書、見積書、写真台帳(申請)、設備の配置図の各書類において型式番号・台数が一致していないことがあります。)

○ 見積書に撤去工事費の記載がない

(見積書には、導入設備の設置工事費と既存設備の撤去工事費が分かれて記載されている必要があります。)

○ 既存設備全ての写真が添付されていない

(写真台帳は、全ての既存設備の写真を添付してください。また、設置位置等がわかるように、写真台帳・設備の配置図ともに通し番号を記載してください。)

6-③ 交付申請の取下げ

交付決定を受ける前に交付申請を取り下げる場合は、補助金交付申請取下届出書(第4号様式)を速やかに提出してください。

7 申請内容の変更・中止(要綱第 11～13 条、要領第 7 条)

7-① 事業内容の変更

交付の決定を受けた後に次に該当するような交付決定内容を変更するときは、必ず変更の手続きが必要です。

- ア 導入する設備の種類
- イ 導入する設備の数量
- ウ その他の市長が必要とする場合

【提出書類】

以下の書類を提出してください。

- ・事業計画変更承認申請書（第5号様式）
- ・交付申請書提出時の添付書類（P17参照）の内、変更内容に関する書類

【注意事項】

- 原則、**補助対象事業に着手する前**に変更申請を行ってください。
- 変更の内容によっては、交付決定額を減額することがあります。
- 変更後の補助交付申請額が交付決定額を上回るような設備に変更する申請は**妨げませんが、変更申請により交付決定額が増額することはありません**。
- 省エネ設備の変更において、既存設備の温室効果ガス排出量を上回る設備への変更は認められません。
- 導入する設備を省エネ設備から再エネ設備に変更する場合、またその逆の場合は、変更申請ではなく、新たに交付申請を行ってください。ただし、導入しようとする設備の交付申請受付が終了していた場合は、新たに申請することはできません。
- 変更承認申請書の提出が必要かどうか判断に迷う場合は、受付窓口へ確認してください。

7-② 補助事業者の変更

交付の決定を受けた後に補助事業者を変更するときは、変更後速やかに次の書類を提出してください。

- ア 会社名を変更した場合
 - ・事業計画変更承認申請書（第5号様式）
 - ・社名変更を確認できる資料（株主総会議事録等）※新しい社名の法人登記も後日提出してください。
- イ 代表者を変更した場合
 - ・法人登記
- ウ 申請者が個人事業主の場合で申請者本人が死亡した場合
 - ・補助事業者名義変更届（住宅等の脱炭素化促進補助金に係る財産処分等の承認要領における第8号様式）
 - ・申請者本人の死亡を確認できる資料（戸籍の全部事項証明書等）

7-③ 事業の中止

次に該当するときは、事業中止承認申請書（第7号様式）を速やかに提出してください。

ア 補助対象事業のすべてを中止するとき

イ 4つの区分の対象設備（空調、LED、太陽光設備、蓄電池）のうち、複数の区分の設備を申請している場合であって、一部の区分の設備導入を中止するとき

※導入する設備の数量を減らすときは、事業計画変更承認申請書（第5号様式）を提出してください。

8 実績報告(要綱第 14 条、要領第 8 条)

8-① 実績報告書の提出

補助事業完了から 30日以内 又は 令和8年12月28日(月)のいずれか早い日

【補足】

「補助事業完了」とは、補助対象設備を導入し、施工事業者に対して導入費用全額の支払いが完了することを言います。

【提出方法】

郵送または電子申請（※提出方法の詳細や注意事項等はP3を参照してください。）

【注意事項】

○受付期間外の書類の提出は、いかなる場合も受付できません。（郵送による提出の場合、消印日により判断）

○**報告書及び添付書類に不備や不足がある**場合は、受付できません。

【補足】

やむを得ない理由で添付書類の提出が遅れる場合は、受付窓口へ連絡してください。

○交付決定後に事業計画に変更があったにも関わらず、変更申請書の提出がなされていない場合、補助金額を交付決定額から減額することがあります。

○いかなる場合も書類の返却は行いません。

8-② 提出書類

以下の書類を提出してください。

提出書類	省エネ設備	再エネ設備
実績報告書（第9号様式） 【補足】 別紙「実績報告書（第9号様式）の記載例・注意事項」参照。	○	○
補助対象設備の導入に係る契約・発注・購入及び工事の着工に関する内容や契約日等が確認できる書類（契約書、発注書等の写し） 【補足】 この書類に記載されている契約日、発注日を、実績報告書の「契約年月日」に記載してください。	○	○
補助対象設備の導入費用について確認できるもの（請求書の写し） 【補足】 交付申請時に提出した見積書と同じ内訳のものを提出してください。	○	○
補助対象設備の導入費用に係る支払いを確認できるもの（領収書、口座振替依頼書等の写し） 【補足】 <ul style="list-style-type: none"> ・導入費用の全額の支払いを確認できるものを提出してください。 ・この書類に記載されている領収日、振込依頼受付日を、実績報告書P1の「完了年月日」に記載してください。 ・支払いを複数回に分けている場合は、最後に支払った領収日、振込依頼受付日を実績報告書の「完了年月日」に記載してください。 ・導入費用を前払いとした場合、工事が完了した日が確認できるものを提出してください。（実績報告書の「完了年月日」には工事が完了した日を記載してください。） 	○	○

補助事業者による補助対象設備の導入を確認できるもの（納品書、保証書等の写し）	○	○
写真台帳（実績報告）（別記様式第3号） 【補足】 ・設備の設置数及び設置状況を確認できるよう、写真台帳（実績報告）にすべての導入設備の写真を貼付して提出してください。 ※1枚の写真に複数台の設備を写しても構いません。太陽光発電設備を導入した場合、パネルの枚数を確認できるようにしてください。 ・写真の構図は、設置前と設置後と比較しやすいように、できる限り写真台帳（申請）と同様のものとしていただくようお願いします。 ・省エネ設備を複数台設置した場合、導入設備に通し番号を付してください。通し番号は、申請時に提出した設備の配置図において各既存設備に付したものと対応させてください。	○	○
電力会社との協議内容が分かる書類（契約書、系統連系申込書等の写し）	×	○
リース契約書（※申請者がリース契約等事業者の場合に限る） 【補足】 リース契約期間満了後に補助対象設備が申請者（リース契約等事業者）から共同申請者（リース契約等利用者）に譲渡される場合は、その旨を記載してください。	○	○
実績報告時チェックリスト 【補足】 申請様式とともにウェブサイト上に公開しているチェックリストを利用して、申請内容を今一度ご確認ください。	○	○

（参考）実績報告においてよく見られる不備・不足

○ 交付申請時から設備の型式番号が変更されている

（在庫がない等の理由により導入設備の型式番号に変更が生じた場合、変更承認申請が必要です。）

○ 支払いを確認できる書類の不備（ネットバンキングの場合）

（ウェブ振込の証明として振込処理後の画面の写しを提出するときは、振込予定日を過ぎた日付に出力したものをご提出ください。）

○ 導入設備全ての写真が添付されていない

（写真台帳は、全ての導入設備の写真を添付してください。また、設置位置等がわかるように、通し番号を記載してください。）

9 補助金の請求(要綱第 16 条、要領第 9 条)

9-① 請求書の提出

額確定の日から 20 日以内

【提出方法】

郵送または電子申請（※提出方法の詳細や注意事項等はP3を参照してください。）

【注意事項】

○受付期間外の書類の提出は、いかなる場合も受付できません。（郵送による提出の場合、消印日により判断）

○**請求書及び添付書類に不備や不足がある**場合は、受付できません。

【補足】

やむを得ない理由で添付書類の提出が遅れる場合は、受付窓口へ連絡してください。

○記載誤りによる振込事故について、市は責任を負いません。

○いかなる場合も書類の返却は行いません。

9-② 提出書類

以下の書類を提出してください。

提出書類	省エネ設備	再エネ設備
補助金請求書（第11号様式） 【補足】 別紙「請求書（第11号様式）の注意事項」参照。	○	○
補助金の振込先口座の情報を確認できるもの（通帳の写し等） 【補足】 以下のいずれかを提出してください。 通帳表紙の裏側の写し、口座情報がわかるウェブ画面、キャッシュカード、残高証明書、取引明細、当座勘定照合表、小切手帳	○	○
請求時チェックリスト 【補足】 申請様式とともにウェブサイト上に公開しているチェックリストを利用して、申請内容を今一度ご確認ください。	○	○

(参考) 補助金請求においてよく見られる不備・不足

○誤って交付決定通知の情報が記載されている

（「●年●月●日付け第●-●号」は、「補助金額確定通知書」から転記してください。）

10 その他(要綱第18、21～24条 要領第14条)

10-① 導入設備の管理

- 補助対象設備は、補助金の交付を受けた後も設備ごとに以下の期間は善良な管理者の注意を持って管理し、適正な運用をしてください。

補助対象設備	形式	期間
高効率空調設備	建物附属かつ出力22kW以下のもの	13年
	建物附属かつ出力22kWを上回るもの	15年
	上記以外	6年
LED照明	すべて	15年
太陽光発電設備	【補足】 国税庁の見解によると、一般的に、自家消費型の太陽光発電は、導入した事業所で最終的に何を生産しているかによって耐用年数が異なるとされています。	17年 (用途により異なる)
蓄電システム	すべて	6年

- 上記の期間内に補助金の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する処分等はしてはいけません。
- 災害等の補助事業者の責に帰することのできない事由によって、期間内に処分する場合は、「住宅等の脱炭素化促進補助金に係る財産処分等の承認要領（以下「承認要領」という。）」第3条に基づき以下のとおり、市に届け出てください。
- ア 財産処分承認申請書（承認要領の第1号様式）の提出
- イ 災害・火災等によって使用できなくなった場合、立地・構造上の危険により財産処分を行った場合は、財産処分実施後の報告
- 期間内に社名変更、会社合併等により名義を変更する場合は、承認要領第3条に基づき、補助事業者名義変更届（承認要領の第8号様式）を市に提出してください。
- リース契約等により補助対象設備を導入した場合、契約期間満了後にリース契約等事業者からリース契約等利用者に補助対象設備が譲渡されるときは、契約書等にその旨を明記してください。

10-② 補助金の経理

補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした**証拠書類**を整備し、補助対象事業の完了した日（要綱第19条の規定により取消しを受けた場合も含む）の属する年度の終了後5年間保存してください。

【補足】
設備導入の導入に要した費用の支払いに関する書類（見積書、請求書、領収書等）を、令和14年3月31日まで保管してください。

10-③ 協力

- 補助事業者に対して、本補助金や地球温暖化等に関するアンケートをお願いする場合がありますので回答にご協力をお願いします。
- 太陽光発電設備を導入する場合、市が実施する環境価値の活用に関する取組（なごや太陽光倶楽部またはこれに類する事業）にご理解をいただき、本事業により導入した太陽光発電設備の稼働に伴い創出される温室効果ガス排出削減効果等の環境価値について、本市取組への活用にご協力をお願いします。協力内容は発電実績等のデータの報告等を想定していますが、詳細については交付決定後に別途ご案内させていただきます。

10-④ 不正受給への対応

補助金の交付後に、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査により、不正受給に該当する虚偽や不正等が判明した場合は、以下の措置を行います。

- 補助金の全額の返還請求を行います。
- 補助事業者の公表を行います。
- 不正の内容等により、補助金の受給に関し犯罪事実があると考えられるときは、不正に補助金を受給した補助事業者を告訴・告発します。

見積書作成例

交付申請日以前であること

令和 年 月 日

見積書

株式会社 ○○○○ 御中

件名：株式会社 ○○○○ △△事務所における照明取替工事

お見積額 ￥ 500,000- (税抜)

株式会社○○○○
〒000-0000
○○県○○市○○町1-2-3
TEL：00-0000-0000

納期	令和 年 月 日
引渡場所	現地施工渡し
支払条件	

「設備購入費」は品名・型番毎に記載すること

区分	品名	規格・型番	数量	単位	単価	金額	備考
設備購入費	LED照明 ○○	AB12-CD	20	台	3,000	60,000	
	LED照明 △△	EF34-GH	10	台	5,000	50,000	
	LED照明 □□	IJ56-KL	10	台	7,000	70,000	
設置工事費			1	式	150,000	150,000	
撤去工事費			1	式	75,000	75,000	
調査費			1	式	35,000	35,000	
一般管理費			1	式	40,000	40,000	
事務費			1	式	10,000	10,000	
雑費			1	式	10,000	10,000	
総計						500,000	

「設備購入費」「設置工事費」「撤去工事費」の区分は必ず記載すること
※撤去工事費の記載漏れがよくみられます。
※上記記載がない場合、再提出をお願いすることになります。

交付申請書の補助対象経費には「設備購入費」「設置工事費」の税抜金額を記載すること

写真台帳作成例

(別記様式第2号)

※ 写真はすべてカラー写真を添付してください。
 ※ 太陽光設備を設置する場合は、設備の設置場所の全景がわかる写真も添付してください。

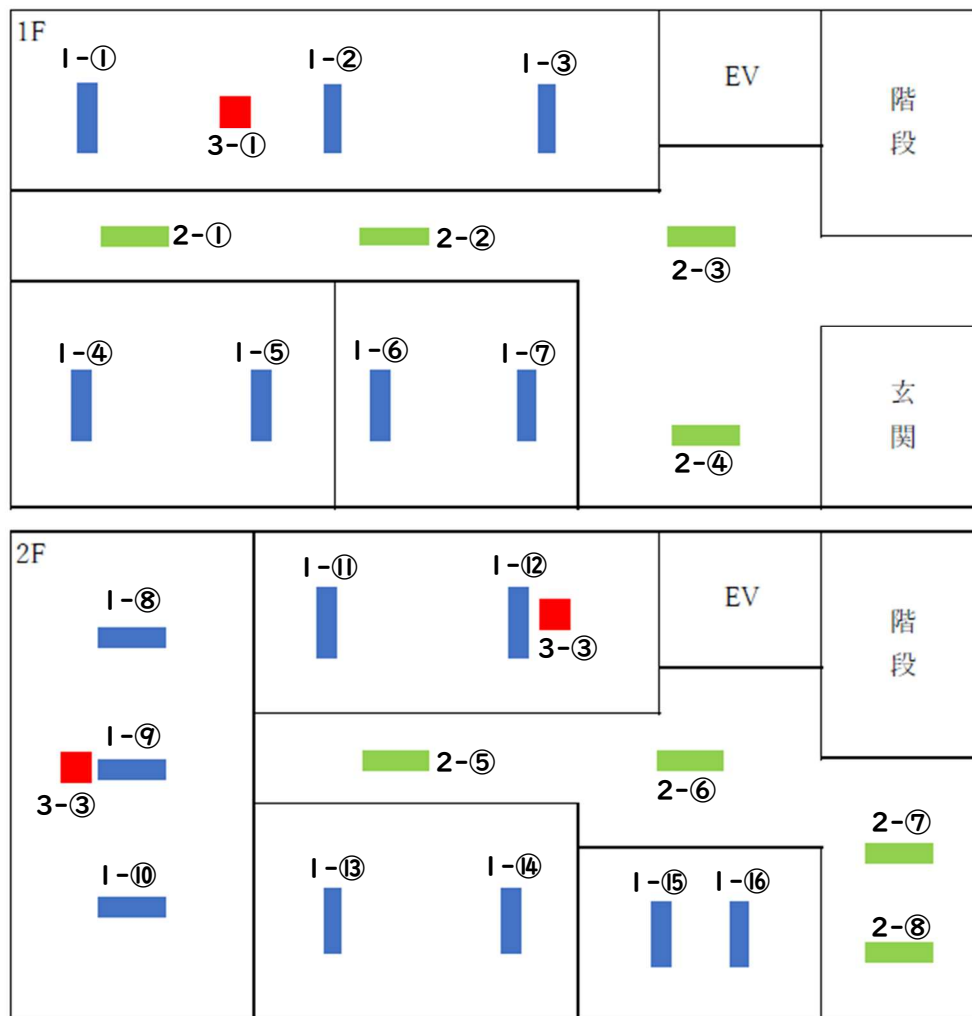
写真台帳 (申請)

写真の説明	事業所外観	1 F 〇〇室
写真	 <p>※ 事業所外観の写真は全体がわかるように撮影してください。 ※ 地図アプリ等のスクリーンショットは不可です。</p>	 <p>※ 設備の写真は、設置位置関係がわかるよう、周囲を含めて撮影してください。 ※ 複数台設置する場合、配置図上の通し番号と同じ番号を各設備に付し、照合できるようにしてください。</p>
写真の説明	1 F 廊下	既存設備 (型番〇〇) の銘板
写真	<p>※ 写真の説明は必ず記載</p> 	 <p>※ 蛍光灯の銘板は、型式番号が同じものについては、代表1台のみの写真で構いません。 5月11日付で上記文章の修正を行いました。 正：蛍光灯 誤：LED</p>

※ 1枚の写真に複数の設備を写している場合は、すべての設備に通し番号を記載してください。

※ LED照明を設置する場合、既存設備がLED照明でないことが確認できる写真 (銘板等) を掲載してください。型式番号が同じであれば、代表1台のみの写真で構いません。

設備の配置図作成例



- : LED16台 (1-①~⑯)
旧:(型番○○○○○) →新:(型番●●●●●)
- : LED8台 (2-①~⑧)
旧:(型番△△△△△) →新:(型番▲▲▲▲▲)
- : 空調3台 (3-①~③)
旧:(型番□□□□□) →新:(型番■●●●●)

<注意事項>

- ・ 既存設備、導入予定設備のそれぞれについて、型式番号ごとの台数及び位置関係がわかるように示してください。
- ・ 複数の設備を導入する場合は、通し番号を付番してください。
- ・ 複数の型式番号がある場合は、通し番号を型式番号ごとの連番とするなど、表記を工夫してください。
- ・ 通し番号は、写真台帳に付番したものと一致させてください。
- ・ 図面は既存の施設図面に補記いただく形でも、新しく作成いただく形でも、どちらでも構いません。
- ・ 既存設備の配置と導入設備の配置が異なる場合(設置位置が移動する、更新により台数が減少する等)には、更新前後のそれぞれについて配置図を提出いただくか、更新前後の変更内容がわかるような形で配置図を作成してください。